

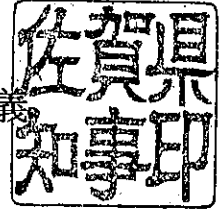
佐賀県指令 4建設技第 638号
令和 4年(2022年)12月21日

〒849-0922
佐賀県佐賀市
高木瀬東5-16-21

(株)八起建設

渡島 秀昭 様

佐賀県知事 山口 祥義



一般 建設業の許可について (通知)

令和 4年10月26日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 許可番号 | 佐賀県知事 許可(般-4)第 9891号 |
| 許可の有効期間 | 令和 4年11月28日から 令和 9年11月27日まで |
| 建設業の種類 | |
| 土木工事業 しゅんせつ工事業 | とび・土工工事業 解体工事業 |

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9年10月28日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)